

		文教治安常任委員会
平成22年3月10日受理		請 第 38 号
件 名	「国立阿蘇青少年交流の家」が従来どおり国立の青少年教育施設として存続できるよう国への意見書提出を求める請願	
紹 介 議 員		
佐 藤 雅 司		
<p>(要 旨)</p> <p>先般実施された事業仕分け作業においては、青少年交流の家の地方移管あるいは、民間移管という厳しい判断が示された。「国立阿蘇青少年交流の家」は、昭和39年以来45年間という永きに渡り、地元とともに地域に親しまれる熊本県の重要な青少年教育機関として、学校教育との融合及び地域の青少年の健全育成のために様々な事業を行ってきた。そして、昨今の学習指導要領の改訂に伴う学校外の自然体験活動が重要視される中、青少年教育の新たな課題に対応した事業の充実を図るとともに、県民の生涯学習の振興・普及を推進し、地元熊本県はもとより関係団体の御理解・御協力のもとに、今後更なる課題解決に向けた事業運営を行っていく所存であることから、「国立阿蘇青少年交流の家」が従来どおりの国立の青少年教育施設として存続できるよう国に意見書を提出するよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>「国立阿蘇青少年交流の家」は、45年という歴史の中で、熊本県や阿蘇市と連携・協力して子どもたちや青少年の健全育成のために、規律を重んじた研修施設として有為な人材を育成してきた。今後も、青少年教育のナショナルセンターとして、国の政策課題や青少年教育の重要な課題に応じた事業を展開する中で、先導的・モデル的な体験活動の推進役としての役割が望まれる。また、地域のさらなる活性化及び教育の発展のためにも、今後も継続して熊本県と連携を密にし、国立としての機能を果たすことによって、九州の中央部としての阿蘇の拠点性を高めていくとともに、広域的な青少年教育事業の充実を図っていく必要がある。</p>		